

○深谷秀峰議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番平山晶邦議員の発言を許します。平山晶邦議員。

[8番 平山晶邦議員 登壇]

○8番(平山晶邦議員) 平山晶邦です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

新内閣が発足し、国内的にも国際的にも難しい状況の中で、今後の政府のよりよいかじ取りに大いに期待するところであります。また、来年度の政府の予算概算要求が戦後初めて100兆円を超える状況となっています。国債の発行も1,000兆円を超えてしまいました。二、三年前まで言っていました財政再建や財政規律などの状況はどのようになってしまっているのでしょうか。日本も大丈夫なのでしょうか。

日本の歴史を振り返ると自国ではなかなか改善できないでしょう。IMFなどの外圧から財政再建を命令されてからでないと改革はできないのかもしれないかもしれません。私たち国民も年金がなくなったり医療保険や介護保険が使えなくなったり、賃金の上昇がインフレに追いつかなくなったりして生活が苦しくなると自分のこととして考えないのかもしれないかもしれません。私は国民として心配です。

景気をよくすることと財政規律をしっかりやっていくことは別であり、今の日本は財政再建と財政規律はきちんとやっていく必要があるのではないのでしょうか。常陸太田市は国の施策によるところが大きい市でありますので、国の問題を意識することは大切なことだと考えています。

以上のことを前段で申し上げ一般質問に入ります。

第1の質問は、1ヘクタール以上の大規模太陽光発電に伴う土地利用管理状況についてお伺いをいたします。

私は、持続可能エネルギーやCO₂削減に寄与する太陽光発電は、今後大いに活用していかなければならない重要なエネルギー源として位置づけていく必要があるという認識を十分持っています。しかし、太陽光発電を設置する土地利用については理解できないことがございます。その土地利用について2点ほど質問いたします。

1点目として、ゴルフ場跡地などを利用した太陽光発電事業の土地利用についてお伺いをいたします。市民の皆様もご存じのとおり、過去にゴルフ場の建設については多くの議論がなされて、市町村長が同意をして県が許認可を行うという中で建設がなされました。本市においても8場のゴルフ場が建設されました。しかし、ゴルフ場の中には固定資産税などを払うことができない状況となったところがあり、その経営は確固たるものとなっていないゴルフ場があります。経営体がかわり、ゴルフ場の跡地を購入した事業主が太陽光発電の事業を始め、ゴルフ場などの土地利用を変更した場合は、本市の土地利用について確認、管理はどのような手続を経て、各種法的な許認可はどのような状況になるのかをお伺いいたします。

100ヘクタール近い土地に太陽光パネルを設置して、雑草防除の一環に防除シートを地面に張ったならば、その土地利用はゴルフ場として認可した内容と大きく変化しています。そうすると環境の変化が大きくなり、さまざまな観点から再度の確認が必要になると考えます。水の流れ

なども変わってまいりますので、鉄砲水などによる災害もゴルフ場として認可した場合と違った角度からの確認が必要になると考えます。ゴルフ場としての土地利用と違ってきた場合は、市としてどのような指導や管理ができるのかをお伺いしたいのであります。

2点目として、工業団地への土地は除きますが、市内において1ヘクタール以上の太陽光発電事業を行うことで山林の造成を行っているところもあるようですが、山林や農地などを利用して行う場合、事前協議などを通じて市はその土地利用について安全などを確保した事業者の土地利用を確認し、指導等を行っているのかについてお伺いをいたします。また、1ヘクタール以上の開発が伴う場合は、法的な問題はどのようになっているのかについてもお伺いをいたします。

第2の質問として、防災対策について質問をいたします。

広島市の土砂災害を見ますと、災害は本当に恐ろしいものだなどと改めて感じます。東日本大震災以来、毎年土砂災害や水害やさまざまな災害に日本が襲われています。気象の変化が著しい中で、我が国ばかりでなく世界的にも気象の問題は大きくクローズアップされてきています。その中で、本市が災害対策に対する専門の課を設置し対応に当たることは、大変時宜を得たものであると評価いたします。そこで土砂災害、水害対策について、本市の取り組み状況についてお伺いをいたします。

1点目として、「土砂災害防止法」に沿った警戒区域の指定は、本市ではどのような状況なのか伺います。

2点目は、防災の質問をすると常に「ハザードマップに反映してまいります」という答弁をされるのですが、私はハザードマップを作成することが大切なのではなく、その利活用をどのように市民に理解していただき、市民の生命、安全を担保するかが重要なのだと思います。

私は、ハザードマップを作成した段階で市民の皆様には説明会を開催していることは理解しておりますが、その後、実際に水害や土砂災害が起きた場所があると思います。最初に作成したハザードマップに情報のストックをして、より現実的な実践に役立つハザードマップの市民への周知はどのように行っているのかをお伺いいたします。

3点目として、広島市においても避難指示のあり方が問題となりましたが、大雨などの場合は場所や環境や、夜なのか昼なのかという場面で避難指示を出すタイミングは大変難しい問題であると認識しております。本市においてはどのような場面で避難指示を出すのか。そして、市の避難指示を出す仕組みについて、どのように整理されているのかをお伺いいたします。

第3の質問として、市に係る滞納整理についてお伺いいたします。

毎年9月議会において監査委員の決算意見書を読みますと、一般会計の収入未収金、各種保険会計の保険料や上下水道会計の収入未収金について、常に受益者負担の公平性や自主財源の確保の上から収入未収金の解消は重要であり、効果的な徴収対策を期待する旨の意見があります。私も全く同感でありまして、市が市民に対して厚生かつ公平な行政サービスを行うためには、市民も公正かつ公平な税の納付や行政負担の責任を負うことは当然であります。市民がその責任を負わないで滞納状況が生じていることは残念なことであり、大きな問題であると考えています。そこで、本市の税や使用料、利用料等の滞納状況についてお伺いをいたします。

1点目として、滞納に対する市の取り組み状況についてお伺いをいたします。2点目として、市税等収納対策本部の活動実績と債権管理条例を策定してからの関係部門の取り組み状況と、債権管理委員会の取り組み状況についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 大規模太陽光発電に伴う土地利用管理についてのご質問にお答えをいたします。

まず、ゴルフ場などの土地利用を変更した太陽光発電事業に係る本市の土地利用についての確認、管理のご質問についてお答えをいたします。

ゴルフ場として土地利用を行うためには、「森林法」「都市計画法」を初めとする種々の関係法令に基づく許認可などを必要としておりますが、今回の議員のご質問にありますゴルフ場などから太陽光発電事業への土地利用の変更につきましては、県が茨城県県土利用の調整に関する基本要綱を定めており、「都市計画法」に規定する開発行為を要する5ヘクタール以上の事業を実施する場合には、県への事前協議制度を設けております。市は事前協議の際に関係各課の意見を集約し、土地利用における市総合計画との整合性や地権者及び周辺住民の意向などを記入した意見書を提出することとなっているため、事業実施における安全対策などについて市の意見が反映されるとともに土地利用計画について確認できることとなっております。

しかし新たな建物を建てずに太陽光パネルを設置して太陽光発電事業を行う場合には、「都市計画法」による規制を受けないため、事前協議を行わなくても事業を実施することが可能となります。したがって、ゴルフ場を利用した太陽光発電事業の実施など事前協議を行わずに大規模な土地利用の変更が行われる場合には、関係部署が積極的に情報を収集し、共有、連携するとともに、市と実施事業者との協定書の締結、県など関係機関と連携した指導などを実施することによって土地利用の確認、管理を行い、市民の安全面の確保などを図ってまいりたいと考えております。

次に、1ヘクタール以上の土地を使った太陽光発電事業を行っている事業者の土地利用状況の確認についてのご質問にお答えをいたします。1ヘクタール以上の土地を利用して太陽光発電事業を実施する場合、太陽光発電事業のための許認可を定めた法律等はなく、事業用地の地目、土地の契約状況、事業面積などの条件により、既存の関係法令ごとに個別に手続が行われることとなりますが、市においては各関係法令に基づく手続を市が行う場合や許認可の手続を県及び国で行う場合における意見書の提出などによって土地利用状況の確認ができることとなります。

例を申し上げますと、事業実施の際に一定規模以上の土地の売買など契約が発生する場合は、「国土利用計画法」に基づき土地の利用目的などについて市を経由し県に届け出ることになっておりますので、その場合に太陽光発電事業等の事業目的を把握できることとなります。

農地を利用して事業を実施する場合には、「農地法」に基づき事業面積により市・県・国の許可を必要としますが、県及び国が許可権者になる場合においても開発について市の意見書の提出

などを行うこととなります。

また、山林を利用して事業を実施する場合は、「森林法」に基づき1ヘクタールを超えた場合に県の許可を必要としますが、同じように市が意見書を提出することとなります。

このようなことから、許可権者が県・国であっても市は開発の行為により、周辺の土地への影響がないよう、また、影響が生じた場合には早急な措置がされるよう、県及び関係する担当課と連携を強化し、対応を図ってまいります。

しかし雑種地を利用しての事業など、太陽光発電事業開始時における届け出及び許認可などを必要としない場合もあることから、関係各課が協力して積極的に情報を収集し、共有を図ることによって太陽光発電事業における土地利用状況の確認を行い、市民の安全面などの確保を図ってまいるとともに、土地開発事業について適正化を図るための指導要綱等を定めておる自治体もございますので、当市においても担当課を中心として策定を検討していきたいと考えております。

○深谷秀峰議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 初めに、防災対策について、土砂災害、水害対策の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「土砂災害防止法」による警戒区域の指定状況についてでございますが、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる「土砂災害防止法」につきましては、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域の開発行為の制限や建物等の構造の規制のほか、避難に資する情報を提供することを目的としたものでございます。

この法律に基づく土砂災害には、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りなどがございしますが、これらの種類に応じ、一定の基準により建築物があるなど人的被害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域として指定され、このうち著しい被害が生じるおそれのある区域につきましては、土砂災害特別警戒区域として開発行為の制限や建築の規制がかけられるものでございます。これらの区域の指定につきましては、県において調査、指定、告示が行われ、このデータに基づき、市においてハザードマップを作成、配布を行うこととなっているところでございます。

当市における土砂災害警戒につきましては、市内で739カ所ある中、区域に5世帯以上が入る221カ所についてマップを作成しており、5世帯未満の区域につきましては、金砂郷地区の85カ所が今年1月に県において指定、告示が追加されましたので、今年度金砂郷地区のハザードマップを改定してまいります。今後、太田地区、水府地区、里美地区につきましては、県の調査、指定が完了次第、順次改定を行っていく予定でございます。

2点目のハザードマップによる市民への周知徹底についてでございますが、災害発生箇所のデータにつきましては収集を図ってまいるとともに、ハザードマップ改定時に住民の皆様の意見等も聞きながらデータの反映をいたしまして、住民の皆様が有効に活用していただけるよう作成してまいります。

また、ハザードマップ作成後に発生しました災害箇所の情報につきましては、関係課等からの

情報の集約、共有を図ることで災害への対応にも活用できるようにしてまいるとともに、住民の皆様にもこれらの情報の提供を図ってまいりたいと考えております。

3点目の市の避難指示等の発令の仕組みについてでございますが、洪水や土砂災害など発生のおそれがある場合や災害が発生したときには、避難を要する危険地域の住民の皆様に対し、避難準備情報、避難勧告、避難指示、その程度や状況に応じて発令をすることとなります。

発令をする場合は、気象台からの注意報、警報及び気象情報、国・県からの河川水位等の情報、パトロールの状況、住民の通報などによりまして、河川の水位の状況や雨量の状況、昼夜などの時間的な状況など情報収集を行った中で総合的に判断してまいりまして、安全が確保できる適切な避難所を選定し発令を行うこととしております。また、発令の際には該当する地域の自主防災会へ情報提供を行うなどしまして、住民の皆様のご迅速な避難が促されるようにしているところでございます。

続きまして、市に係る滞納整理についてのご質問にお答えをいたします。1点目と2点目のご質問につきましては関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

地方公共団体が抱える債権につきましては、強制徴収することのできる市税と強制徴収公債権、強制徴収することのできない非強制徴収公債権と市債権の大きく4つに分類されるところでございます。

当市における債権は、市税等収納対策本部で把握しているもので118種類ございまして、その内訳でございますが、市税、国民健康保険税のほか、強制徴収公債権が介護保険料や後期高齢者医療保険料などで10種類でございます。非強制徴収公債権が農業集落排水使用料や生活保護費返還金など66種類でございます。市債権が公営住宅使用料や奨学金返還金など40種類となっております。

市税及び強制徴収公債権といった市が強制徴収できる債権につきましては、昨年5月に開催いたしました市税等収納対策本部会議で徴収事務の一元化について審議をいたしたところでございます。その後、市内部での一元化に向けた調整会議を経まして、本年4月からは総務部納税課におきまして従来からの固定資産税及び都市計画税、市県民税、軽自動車税、国保税滞納繰越分の徴収事務に加えまして、新たに国保税現年課税分、介護保険料、後期高齢者医療保険料を含む4税2料につきまして、あわせて徴収事務を取り扱うことといたしているところでございます。

なお、市税につきましては、昨年度新たに350件の差し押さえ等滞納処分を行いまして、約3,600万円を市税に充当し、その他延滞金につきましても一般会計におきまして約1,900万円、国保特別会計で約1,200万円、合計約3,100万円の延滞金を徴収している状況でございます。

一方、これまで滞納債権を抱える所管課ごとに債権それぞれの適用法令に基づき管理をしておりました強制徴収することのできない106種類の債権につきましても、本年4月から施行しております債権管理条例によりまして、債権管理を統一的な手法により行うことといたしたところでございます。条例そのものは確認的な意味合いの内容ではございますが、市税徴収のノウハウを用いて回収不能な債権の整理や裁判所への強制執行の手続などを規定しているところでござい

ます。

市税等収納対策本部の取り組みといたしましては、平成25年度の実績として5月に第1回の本部会議を開催いたしまして、平成24年度の徴収実績、平成25年度の徴収方針、公金徴収一元化、これらについて協議をいたしたところでございます。また、11月には第2回目の本部会議を開催いたしまして、債権管理条例及び規則につきまして協議をいたしました。その間、条例案等の作成のほか、先ほど申し上げました総務部納税課における徴収事務の一元化についての調整を図ってまいったところでございます。

本年度におきましては、5月に開催いたしました本部会議の中で、債権管理条例を関係各部課等に周知いたし、また、7月に滞納債権を抱える事務担当者向けに条例規則に沿った説明会を開催いたしましたところでございます。

今後は4月に施行されました債権管理条例に基づきまして、滞納債権を抱える所管課においてそれぞれ債権管理台帳の整備を含めた債権を整理するための期間を設けまして、12月に債権放棄案件の審査や裁判等強制執行案件の審査を行うための第1回の債権管理委員会の開催を予定しているところでございます。

今後も市民負担の公平性と健全な行財政運営に資するため、市税、使用料、利用料などの市が抱える滞納債権につきまして収入未済額の減少を図るとともに、将来的な不納欠損額の減少に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

〔8番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○8番（平山晶邦議員） ただいまご答弁をいただきましてありがとうございます。2回目の質問をいたします。

第1の質問の、1ヘクタール以上の太陽光発電事業に伴う土地の利用状況についての、1点目のゴルフ場などの土地利用を変更した太陽光発電事業についてお伺いをいたします。

ゴルフ場を建設するときは、事前協議などを検討する委員会などはあって、その委員会などからの答申に基づいて市町村長が意見書並びに同意書を提出したのかどうか伺います。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

ゴルフ場が建設された事業協議の際に、委員会等が組織されて答申があったのかというようなご質問でございますが、ゴルフ場に係る事前協議につきましては、平成3年4月以降、茨城県においてもゴルフ場の開発は事実上凍結されているというような状況でございます。

常陸太田市にあります8つのゴルフ場は開発当時、例えば名称として委員会等を設けて協議をして、それを当時の首長に答申をしているかどうかというのは、申しわけございませんが確認ができないという状況になってございます。ただ、それぞれの協議項目ということで茨城県の県土利用の調整に関する基本要項の事前協議を行っておりますが、その事前協議の中には大きく分けると10項目の市町村に対する協議の項目がございます。その中では市町村と事業者との開発協定の締結、また、周辺区域の土地利用の計画、市における総合計画との関連、市の土地利用計

画との関連、土地利用の規制、開発区域内における市の公共事業の計画、また、防災の関係、そして周辺住民の意向の関係、これらを事前協議書ということで提出することになりますので、委員会等の設置は確認できませんけれども、当時の組織の中で関係課が連携して開発協議を行っているものということで考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番(平山晶邦議員) そうしますと意見書を県に提出する中で、ゴルフ場をつくるときには10項目のさまざまな観点から土地利用計画について確認できたということで了解をいたしました。

次にお伺いしたいのは、現在のゴルフ場に建築物を建てずに事業を行う場合、ちょっといじわるな見方なんですけど、例えば事業主の協力がいない場合は現行法令では現地の確認が難しいと、できないということになるのでしょうか。お伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 はい、お答えをいたします。

建築物を建てない場合、現行法令で確認は難しいのかというようなご質問でございますが、ゴルフ場を利用した部分で、先ほど答弁をいたしましたように建築物を建てない場合においては、市の許可を必要とする「都市計画法」の開発行為に当たらないため現行法令で確認することはできないということになります。

したがって、1回目の答弁でご説明しましたとおり、例えば雑種地を利用しての事業などを含めた現行法令で対応ができない太陽光発電事業がございます。これらの部分に対応するため、土地利用の適正化を図るための指導要綱の策定などを検討していく中で、今後、例えば土地利用の確認、指導、立ち会い等の項目に対して、項目などもあわせて検討していきたいと考えております。

以上です。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番(平山晶邦議員) そうしますと、現行法の中ではなかなか難しいけれども、今後の本市独自の要綱などを検討する段階で確認していきたいということですか。

現在はそういうものはないわけでございますので、現在の段階では難しいんですか。端的で結構です。難しいか難しくないかということだけで結構です。難しいんですか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 現在の中では要綱がございませんので、各課が連携をしない限りは困難という形になるかと思えます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番(平山晶邦議員) 理解をいたしました。

あと、「関係部署との連携」ということが出てくるんですが、市の中でこの関係部署というのは何課ぐらい関係するんでしょうか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 市の関係部署ということで、今現在の組織でお答えをいたします。

今現在の組織で言いますと、都市計画課、農政課、防災対策課、環境政策課等、合計で13課が対応するという形になります。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） はい、ありがとうございました。

1点目に関しては要望をしておきたいんですが、ゴルフ場の場合は余りにも広大な土地を利用するわけですから、答弁にあったように、市と実施事業者との事前の協定書の締結というものは私は大切になってくると思います。その中で市民の安全面の確保を図った土地利用の確認、管理を行っていただきたいと強く要望しておきます。よろしく願いいたします。

次に、2点目の1ヘクタール以上の土地を利用した太陽光発電事業の土地利用についてお伺いをいたします。

1つとして、一定規模以上の土地の売買などの契約が発生する場合は、「国土利用計画法」に基づき土地利用目的などについて市を経由して県に届け出ることとなっているということは理解をいたします。ここで言う「一定規模以上の土地」というのは、具体的に面積で言うと何ヘクタールの要件になるのでしょうか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 はい、お答えをいたします。

「国土利用計画法」の売買の関係でございますが、市街化区域で定点2ヘクタール以上、市街化区域を除く都市計画区域が0.5ヘクタール以上、その他の区域が1ヘクタール以上について「国土利用計画法」に基づき届け出ることになっております。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） はい、ありがとうございました。

そうすると、前段でご答弁があった面積の土地売買などについては、本市は現在でも土地の事業目的を把握できているという解釈でよろしいんですか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 土地利用の目的につきましては、「国土利用計画法」の届け出に際して土地利用目的が必須事項になっておりますので確認はできております。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） 次に、農地や山林を利用した事業は、各種法律に基づき許認可権者が県・国であっても、市が事前に意見書を出す段階で市が開発行為による周辺土地への影響が出ないようにできるというようなご答弁がございましたが、事前に市が意見書を県に出すことによってチェックができて、そして市民への安全が担保されるという認識でよろしいんですね。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 「農地法」に伴う農地転用に際しましては、2ヘクタール以下が市の許可となっております。2ヘクタールを超えて4ヘクタール以下の場合には県の許可、4ヘクタ

ールを超えた場合には国の許可というような形になります。

県の許可の場合、市が意見書を提出し、国の許可の場合、県が意見書を提出するというような形になりますが、提出の際、周辺の農地などに対する安全面などについて農業委員などと確認をするというような形から、安全に対して確保ができるものと考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） はい、了解をいたしました。これに対しても要望をしておきます。

ご答弁にありました現行法では対処できない土地開発事業については、本市で適正化を図るための指導要綱を定めたほうが私はよろしいのではないかと考えます。また、先ほども13課というお話がございましたので、やはりこういうふうなものも統一した委員会などを設置して、このような開発案件に関しては、市としてきちんと対応するという仕組みも必要だと考えます。この指導要綱、要領の策定の中で、そういうふうな仕組みもきちんと位置づけていただきたいということを要望しておきます。

次に、2問目の防災対策についてお伺いをいたします。

1点目の「土砂災害防止法」に沿った警戒区域の指定については理解をいたしました。

2点目のハザードマップによる市民への周知についてお伺いをいたします。ハザードマップを作成したときに、5年ぐらい前だったですか、金砂郷地区の町会などで説明会を開いたと思うんです。しかしその後、地区によっては水害や土砂災害の被害を受けた状況があります。例えばテレビのテロップで、茨城県常陸太田市の浅川が氾濫の可能性とテロップに出た時期もございます。このように、当初ハザードマップを作成しましたが、部分的にはもっと詳細な状況がわかるものになっていて、地区によっては5年前に説明しただけでは不十分な地域が多くあると思います。その中で、もっときめ細かい周知が必要だと考えているんですが、その辺はどのようなご意見をお持ちでしょうか。お伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 議員ご発言のように、ハザードマップ作成後に起きました災害等の状況については周知をする必要があると認識をいたしております。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） ハザードマップを作ることに時間をとられるよりも、やはりそれを説明してきちんと地域の住民が理解するところに時間を割いていただくような、そういうふうな仕組みが大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

3点目でございますが、避難指示の仕組みについてお伺いをいたします。

先ほどのご説明で、常陸太田市の避難指示の出し方というのはよくわかりました。私は今回の広島市の災害の報道を見ますと、行政にかかわっている人や被害に遭われた方々が、想定外の出来事だということを余り使っていないというのを感じたんです。考えてもみなかったとか、そういうことをマスコミの前で話している人がいなかったような、そういう印象を持ちました。広島市は災害が起こった後に避難勧告を出したということで、一時マスコミなども取り上げましたが、

広島市も素直に避難勧告の遅さをあのとき謝りました。そして避難勧告に対する批判は逆に少なくなっただのではないかというような印象を私は持ちました。

そこで私は、災害に対する私たちの認識というのは随分変わったと、私自身も変わったと思いますし、同時に避難勧告など行政が出す指示に対する私たちの認識も変わったと思います。個人の判断がやはり一番大切だということを多くの方々が理解されてきたように思います。しかしその前提となるのは、私は個人への情報公開なのかなと思います。そこで個人が判断できる事前の情報周知を強くお願いしたいと思うんですが、この辺は今後どのような取り組みをなさるのか、お伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 個人が判断できる事前の周知情報というご質問でございますけれども、現在のハザードマップを初めといたしまして、その他災害の起きた状況を把握しているものとか、そういうものを含めた情報につきまして、自主防災会との協力連携も含めまして周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番(平山晶邦議員) 災害の話をするとなんでも「自主防災組織」ということを言うんですが、それは自主防災組織が本当に稼働してくれればいいんですけれども、町会長さんなどがトップになって、協議委員の方々が充て職でなっているような組織が現実だと思うんですね。僕は2万世帯みんなに細かく説明しろと言っているのではなくて、重点地域というのが絞られてくる。そしてその重点地域にお住まいの方々には、より細かい指示が必要だと。そしてそれは個人の判断に任せると。

多くの皆さんに聞きますと、一番の問題は防災無線よりも……、防災無線も大雨が降ったときには聞こえないです。家によっては聞こえなくなります。ですから、一番はやっぱりテレビの地デジの情報だと思うんです。そのように市民の皆さんも言っていました。個人の判断というものは大切でありますから、今までの防災の話を知るとより細かいハザードマップを作っていくということでございますので、その周知の方法においても細かい対応をぜひお願いしたいと要望しておきます。

次に、第3の質問の滞納整理については理解をいたしました。この件に関して要望だけ申し上げます。

滞納する理由はそれぞれあると思います。本当に困窮されている方もあるのかもしれませんが。しかし、困窮して滞納している方は別の社会保障の仕組みで考えてあげることだと思います。滞納する正当な理由ではないと考えます。

滞納整理については、常陸太田市は厳しいと言われるぐらいの対応が、今後自主財源の確保という意味でも大切になってくると考えております。役所の仕事としては一番難しい仕事だなど、このように認識をいたします。ですから、さまざまな面から対応して、法的な面も含めまして、滞納がない常陸太田市にしたいものだなと考えております。大変でしょうけれども、ぜひともよろしくお願ひいたします。

要望いたしまして，以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。